

# 入札説明書

県立明石高等学校普通科教育用コンピューター式の賃貸借に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 入札に付する事項

### (1) 業務名

県立明石高等学校普通科教育用コンピューター式の賃貸借

### (2) 入札公告日

令和7年1月6日

### (3) 仕様

別紙 県立明石高等学校普通科教育用コンピューター式の賃貸借の仕様書のとおり

### (4) 設置期限及び契約期間

設置期限：令和7年3月30日

契約期間：令和7年3月31日から令和12年3月30日までの5年間

## 2 入札参加資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者又は登録されていない者で参加申込み期間中に出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

### 【入札参加資格審査窓口】

兵庫県出納局物品管理課（電話番号：078-341-7711（内線：4947））

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に前出2(1)の資格を有することを証明する書類を添付して**令和7年1月10日（金）午後4時までに**4(1)の場所に提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

#### 4 入札参加の申込み

##### (1) 申込場所

〒673-8585 明石市荷山町 1744 番  
兵庫県立明石高等学校 事務室  
担当 安倍  
電話(078)911-4376

##### (2) 申込期間

令和 7 年 1 月 6 日 (月) から同月 1 0 日 (金) までの毎日午前 9 時から午後 4 時まで

##### (3) 申込書類

ア 「一般競争入札参加申込書」を作成のうえ、上記(1)の申込場所に持参または郵送すること。

イ 前記 2 (1) の事実を確認するため、県が名簿登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

ただし、「物品関係入札参加資格審査結果通知書」が申込時までに送付されていない場合は、申請手続中であることを証明する書面（審査窓口の受付印が押印された申請書等）を令和 7 年 1 月 1 0 日 (金) 午後 4 時までに上記申込場所に提出すること。

##### (4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった入札参加申込書及び関係書類に基づいて確認し、**令和 7 年 1 月 1 4 日 (火) 午後 4 時までに**入札参加申込者に文書（一般競争入札参加資格確認通知書）により通知する。

ウ 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次により書面（様式は任意）を提出し、契約担当者に対して説明を求めることができる。

##### (ア) 提出期間

令和 7 年 1 月 1 5 日 (水) から 1 月 1 6 日 (木) の両日午前 9 時から午後 4 時まで

##### (イ) 提出場所

上記(1)に同じ

##### (ウ) 回答

説明を求めた者に対し、令和 7 年 1 月 2 0 日 (月) までに書面により回答する。

##### (5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

#### 5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 6 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年1月22日（水）午前10時から

場所 兵庫県立明石高等学校事務室（明石市荷山町1744番）

(2) 前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを入札書と併せて提出すること。

## 7 入札書の提出方法

(1) 郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99条）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条2項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による入札の場合は、入札書を封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「入札件名」・「初度入札」・「再度入札（2回目）」・「入札辞退届」（当初または途中で辞退する場合）の区別を記入し、**令和7年1月21日（火）午後4時までに**前記4(1)の場所に必着すること。また、前出4(4)イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しも併せて提出すること。

(2) 入札書を持参する場合は、前項に示した期限までに、前項に示した提出先に持参すること。

ただし入札資格審査時点で県の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない者は、開札の日までに物品関係入札参加資格を有すると認められなければ入札書を受理できない。

（注）令和3年4月1日からの入札書等様式の押印廃止に伴い、参加者負担軽減のため、入札会場で入札箱へ投入する提出方法は実施しない。初度入札の結果、落札者がいない場合は再度入札へ移行するため、再度入札にも参加する場合は初度入札提出時に再度入札書も提出すること。再度入札が不調になった場合、速やかに随意契約に移行し、希望者と協議を行う。見積書はFAXによる提出も可とする。

## 8 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式により、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の氏名があること。

(3) 入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用等を記載した仕様書に要する費用と契約期間における賃貸借期間の合計金額を契約期間（60箇月）で月割りした1月あたりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、消費税及び地方消費税は含まない。）とする。

(4) 落札の決定は、入札書の「入札金額」欄に記載された月額をもってする。

また落札価格は当該総価格の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用

すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 本件の入札公告に示す入札手続き等を十分に承知のうえ入札すること。

(8) 入札書の作成に際して、設置場所の確認を行いたい場合は、事前に前出4(1)に申し出て、その了解を得ること。

## 9 仕様書等に関する質問

(1) 入札説明書、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（様式は任意）を提出すること。

### ア 提出期間

持参の場合は、令和7年1月6日（月）から同月10日（金）までの毎日午前9時から午後4時までの間に提出すること。

### イ 提出場所

〒673-8585 明石市荷山町 1744 番

兵庫県立明石高等学校 事務室 担当 安倍

電話(078)911-4376 F A X (078)911-4377

### ウ 提出方法

持参又はF A Xにより提出すること。

### エ 質問者に対する回答

令和7年1月16日（木）午後5時までに入札者に通知する。

## 10 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間の60箇月を乗じた額）の100分の5以上の額を、**令和7年1月21日（火）午後4時までに**納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に兵庫県立明石高等学校を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年1月21日（火）以前の任意の日を開始日とし、令和7年3月31日（月）以降の任意の日を終了日とすること。入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間の60箇月を乗じた額）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間の60箇月を乗じた額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県立明石高等学校を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約

保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間の 60 箇月を乗じた額）が 200 万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

#### 11 無効とする入札

- (1) 前記 2 の入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記 2 に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

#### 12 落札者の決定方法

- (1) 前記 1 の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和 39 年兵庫県規則第 31 号）第 85 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。  
なお郵送による入札の場合は、立会人がくじを引くこととする。  
なお落札となるべき同価の入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、当該入札辞に関係ない職員が代わってくじを引くこととする。
- (3) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

#### 13 入札に関する条件

- (1) 入札書が、持参または郵送により所定の日時までには到達していること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までには納付・提供されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 7 年 3 月 31 日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。  
特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込み内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その執行が可能となったときに効力が生じる。」旨が付記されていること。
- (7) 「一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。
- (8) 入札金額は特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。

- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。
  - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - イ 初度の入札において、(1)から(9)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者
- (11) この入札の対象となる調達契約に係る予算が議決され、その予算が執行可能となること。

#### 14 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

#### 15 契約書の作成

- (1) 契約書の内容については、落札者との協議に応じる。
- (2) 落札者及び第三者賃貸方式による第三者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、契約担当者の指定する期日までに契約担当者に提出しなければならない。
- (3) 前号の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (4) 契約書は3通作成し、各自1通ずつ保有する。
- (5) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

#### 16 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。  
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

#### 17 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア、イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないことを旨とする誓約書の提出を求めることとする。また、契約書にはア、及びイの場合の契約解除に関する条項を付加することとする。

#### 18 交付書類

- (1) 入札説明書
- (2) 仕様書

(3) 契約書（案）

(4) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書

(5) 入札書、委任状、入札辞退届

19 調達事務担当

〒673-8585 明石市荷山町 1744 番

兵庫県立明石高等学校 事務室 担当 安倍

電話 (078)911- 4376 F A X (078)911-4377